

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、別紙の労働保険再審査請求書を当審査会に提出した。
- 2 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。
 - （1）請求人は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条不該当処分（以下「原処分」という。）を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（以下「前回の再審査請求」という。）をした。
 - （2）当審査会は、請求人の再審査請求について、平成○年○月○日付けでこれを棄却し、請求人に裁決書の謄本を送付した。
- 3 以上の経過から、請求人が提出した再審査請求書によると、請求人は、原処分及び前回の再審査請求における裁決の取消しを求めているものと認められるところ、原処分の取消しについては、前回の再審査請求における裁決において既に判断しており、一事不再理の原則により当審査会に再審査請求をすることはできないものである。

また、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第3項は、「第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。」と規定し、当審査会の審理の対象は安定所長がなした原処分の当否であるので、当審査会がなした前回の再審査請求における裁決については、当審査会に再審査請求をすることは許されないものである。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。
- 4 以上のとおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働

保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 50 条において準用する同法第 10 条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。